

日本科学者会議
京都支部ニュース 12月号 No.358

2013年12月11日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町95-3 南館3階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : kyoto_kagakusha_5@yahoogroups.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ）、店番：448、預金種目：普通預金、口座番号：0280018

目次

★事務局長声明「『特定秘密保護法』撤廃のたたかいに立ち上がろう」	2
◆JSA 関西若手研ゆるゆる合宿（11/3-4）に参加して	2
◆第4回自然科学懇談会（11/18）の報告	4
◆『日本の科学者』11月読書会「安倍政権を問う—改憲と歴史認識—」（11/22）	5
◆大飯原発運転差止訴訟第2回口頭弁論に出廷して（12/3）	8
◆関西技術者研究者懇談会12月例会（12/8）「太陽光発電について」	10
■研究会・読書会などの案内	10
・第6回 社会体制研究会（12/13）	
・『日本の科学者』12月読書会（12/20）	
・『日本の科学者』近畿地区サポーター会議（12/28）	
・恒例新年会（1/5）	
・第7回 脱原発研究会（1/13）	
・『ベトとドクと日本の絆』出版記念会と平和フォーラム	
・第5回 自然科学懇談会（2/15）	
★寄稿：[資料紹介] 登谷美穂子・横田綏子 『大学女性教員の退職後の生き方—インタビュー調査報告書』	12
◆支部幹事会・事務局だより	13
★シンポジウム「今時の大学事情」（第1次案）	14
■JSA 近畿地区の催し物案内「JSA 近畿 No. 62.30」	15

会費納入のお願い：会費未納の方には、支部ニュース11月号に振込用紙を同封しました。その振込み用紙を使うか、このページ上部の振替口座または総合口座へ、会費を納入していただくようお願いいたします。

事務局長声明

『特定秘密保護法』撤廃のたたかいに立ち上がろう

「特定秘密保護法」が、各階層の国民多数の反対を押し切って、12月6日深夜、参議院本会議で自民・公明の強行採決で成立した。この法律が憲法の掲げる国民主権、基本的人権、平和主義に違反することは明白である。私たちはこのような違憲立法を許すわけにはいかない。

今回成立した「特定秘密保護法」の危険性の第一は、「特定秘密」の指定が政府の恣意的判断に委ねられていることである。「特定秘密の範囲は、別表で防衛・外交などの限定」としながら、秘密指定の要件が「わが国の安全保障にとって著しく支障を与えるおそれがある」とされている以上、その範囲は際限なく指定される恐れがある。例えば、宇宙や原子力、病原体の研究にまで及ぶ可能性は十分ある。だからこそ、広範な研究者がこの法案に反対してきた。

さらにこの法律によって、懲役10年以下の刑罰という威嚇や「適正評価」という権力の監視に国民・市民がさらされることになる。政府・与党は「一般の国民は一切処罰の対象にならない」とか「報道機関や取材の自由は守られる」と説明しているが、法律によれば、捜査機関が必要と判断すれば逮捕拘留、取り調べが可能である。さらに、秘密を扱う者に対する「適正評価」によって、精神疾患とか、飲酒、借金などのプライバシーだけでなく、思想信条までもが調べ上げられることになる。この調査にかかわる機関には、自衛隊の情報保安隊や公安警察、公安調査庁などが含まれている。「特定秘密保護法」の制定は日本を、まさに、「秘密国家」にする企み以外の何ものでもない。

このような悪法は廃棄されるべきである。「特定秘密保護法」撤廃のたたかいに立ち上がるよう訴える。

2013年12月8日

日本科学者会議京都支部事務局長 宗川吉汪

JSA関西若手研ゆるゆる合宿（11/3-4）に参加して

大阪大学大学院のD1院生です。2013年11月3日～4日、京都駅北側の東本願寺近くの砺波詰所という民宿にておこなわれました関西若手研究会の合宿について、僭越ですが感想を述べさせていただきます。

今回行われた関西若手研究会の合宿、通称「ゆるゆる合宿」は2回目のものとなります。第1回目の合宿は2011年の7月に行われた

ため、約2年4ヶ月ぶりの開催となります。専門分野も年齢も身分もバラバラの関西若手研究会においては合宿という形で予定をあわせるのも一苦勞であり、そのうえ、2、3年前には中心となって研究会の運営を取り仕切ってくださった先輩方も多忙を極める状況となったため、今ここで2回目の合宿が実現できるかというのは実は大きな問題であったと

思います。思い起こせば、私は第一回目の合宿時には修士課程の2年目であり、修士論文の素描のようなものを報告させてもらいました。結局、私の修士論文2年目では通らず、その後修士3年目をすることになるのですが、合宿で研究会のみなさまに検討していただきアドバイスをもらい励ましてもらったことは私にとって大きな糧となりました。そして今回は博士1年としてまた投稿論文を報告させてもらいました(「現代の母親規範の変容——母子健康手帳と副読本をてがかりに」)。2年4ヶ月ぶりに研究報告をさせてもらいながら、自分もそして関西若手研究会も変わらぬようできて変わっていくものだなという実感をじわりと持ちました。

なにより、今回の合宿企画は今年博士論文を提出された先輩の博士論文のご報告があり、そして夜の部には博士論文のテーマにも関係した全員参加型のシンポジウムが行われました。このように、2日目の報告を除けば、報告者の専門分野がジェンダー、セクシュアリティ領域に集中したことも今回の合宿の特徴であったといえます。

このことを私が大きく捉えているのは、私自身がこの約2年間でジェンダー研究者としてアイデンティティを形成し、また同時にジェンダー研究、そしてジェンダー問題に実践的に取り組んでゆくことの難しさを未熟ながら感じてきたためであると思います。博士課程に進学して痛感したのが、同じ研究者であったとしても、自分の専門やある集団内で共有されている思想的文脈を一步出れば深い溝があるということでした。もちろん、これはジェンダー研究に限ったことではありません。しかし、特に私的領域や極度のプライバシーとされる「性」の領域における政治を扱うジ

ェンダー・セクシュアリティ分野は、語り手の自尊心を揺るがし時には傷つける可能性という独特の難しさがあります。はっきり言うと、ジェンダーやセクシュアリティ問題は最も身近でありながら極度に踏み込み難いというその性格から、面と向かってどうでもよいと否定こそされないが、未だに誰かやりたい人がやっていたらよい問題、あくまで特殊で付随的な問題として扱われているのが現状です。関西若手研という多分野の研究者の集いで上記のように大きく企画がなされたことは、集団として1つの到達を得たといってもオーバーではないのではないのでしょうか。

夜の部のシンポジウムでは、企画者だけでなく、全員参加でざっくばらんに話すという形式がとられ、非常におもしろく勉強になりました。日常において困難を感じる当事者側に説明義務が課せられるのが常であるトランスジェンダーについて、今夜は非当事者が語るべし!という企画は、その発想も素晴らしいですが、参加者自身の構え、参加者同士のある程度の信頼関係、リラックスできる環境、そしてアルコールがないととても成立しない難しい企画であると思います。

2日目のご報告では、新古典派経済学のイノベーション概念における批判的検討を通じて、新古典派経済学における「個人」における「個人では完結することのない」側面や「相互作用」が捨象され切り詰める論理構造について丁寧にお話いただきました。私が勉強しているフェミニズムの思想にも共通する重要な問題を提起していただきました。

以上のように振り返りますと、「ゆるゆる合宿」は2回目にしてなかなかパワーアップしているなという印象であり、是非3回目も開催できますよう、自分もコミットしていければと

思いました。最後になりましたが、合宿を取りまとめしてくださいました先輩方、本

当にありがとうございました。

(若手研：R・M)

第4回自然科学懇談会(11/18)

「アイソン彗星」平田龍幸氏の報告

上記の講師とテーマで第4回自然科学懇談会が、11月18日の午後、楽友会館で開催された。時期に合ったテーマなので会員外を含めて15名の参加があった。11月29日に太陽に最接近する予定の「アイソン彗星」の前座講演が、第3回自然科学懇談会として、「太陽以外の恒星の惑星系」と題して9月2日に開催された。講演には多数のスライドが用いられ、カラー図入りの「アイソン彗星早わかり」が配布された。

最初に、彗星の概説が話された。彗星は、分子雲の収縮から取り残されたオールトの雲で形成される。彗星には、短周期彗星(周期<200年)、長周期彗星(周期>200年)と非周期彗星(含アイソン彗星)が存在している。この中の長周期彗星の軌道からオールトの雲の存在が想像された。オールトの雲の中で彗星の核が形成されるのが主であるが、短周期彗星や小惑星が太陽に近づくと彗星になる場合もある。

彗星核の構成物質は、氷(H₂O主体) + (岩石) + 岩石および有機質の塵(汚れた雪玉)である。彗星核のサイズは、典型的には1~10kmである。小惑星は、半径1000km以下であるが、球形になるには500km以上でなければならない。彗星が土星軌道まで近づくと太陽熱で氷が昇華して、コマ、尾が発達してくる。コマは、彗星核から放出されたガスであるが、成分分析はいくつかの彗星で実施されているが、小惑星のように彗星核に着陸

した例はない。2004年打ち上げのESA Rosettaが2014年5月、67P/Churyumov - Garasimenkoに着陸船を降ろし、20cm掘削の予定である。イオンの尾は、電離されたガスで、太陽風(基本は太陽反対方向)に沿って流される。ダストの尾は、比較的大きい塵が流れ出したもので、彗星軌道、太陽光圧で曲がる。

最近の彗星として、7個の彗星が紹介された。a) シューメーカー・レヴィー第9彗星(1994:木星に捕獲され、衝突)。b) 百武彗星(1996)。c) ヘールボップ彗星(1997)。d) リニア彗星(2000:太陽最接近後、こなごなに分裂)。e) マックノート彗星(2006)。f) ホームズ彗星(2007)。g) ラヴジョイ彗星(2011)。

彗星の明るさは、太陽に近づくと急激に明るくなる。アイソン彗星は、発見された2012年9月20日には、木星よりも遠くで、18.1等星だったが、現在では5等星である。太陽に更に接近すると急速に明るくなる。

アイソン彗星は、2012年9月20日、ネフスキーとヴィチュノクがキスヴォツク天文台の口径40cm反射望遠鏡で発見した。軌道は、楕円に近い双曲線軌道である。2013年5月8日のハッブル宇宙望遠鏡の観察では、16等星だった。10月9日のNASAの観察では、12等星になり、11月16日の観測では、5等星になっている。どの程度明るくなるかについては、最大光度が満月ぐらいと言われていた

のが、金星ぐらいに格下げされた。太陽の近辺での分裂の可能性もあり（暗くなる）、予断を許さないそうだ。

最後に、アイソン彗星の観望のこつが述べられた。1) 双眼鏡が望ましい。一般には5.5等より明るければ肉眼で、7.5等より明るければ、双眼鏡で見えるとされるが、コントラストにも依る。2) 12月中旬までは明け方のみ見えるので、東—東南が開けた場所で。12月中旬からは夕方も北東→北東に見え、又一晩中見えるようになる。3) 観望の時間帯は図（省略）参照。空の明るさとのコントラストで見栄えが決まる（都市光、薄明、月あたり）。できれば、明け方は薄明（京都で5時頃）が始まる前に観望開始。夕方ならば日没（京都で5時20分頃）から待機。4) あまりにも太陽に近づくと、太陽に最接近前後に分裂する可能性がある。そのときはそのときでおもしろい見え方をするであろうが、最接近時(11月29日)前に明け方の観望を勧める。

5) パソコンのウェブで最新情報は「アイソン彗星」と入れて、見出しが“国立天文台|アイソン彗星”の吉田誠一氏のページ“AstroArts アイソン彗星特設サイト”にアクセスしてみて欲しい。

というような親切な案内があった。

後日談：アイソン彗星は、日本時間の11月29日早朝、太陽に最も接近（近日点を通過）した。太陽・太陽圏観測衛星 SOHO などの太陽観測衛星の画像によると、アイソン彗星は、近日点通過前の日本時間午前2時過ぎから暗くなり始めた。近日点通過後は、核と思われるような構造がほとんどなくなり、軌道の上に広がった細長い構造が淡く輝くのみとなった。これは核が崩壊した後の破片群、あるいは大きめの塵と考えられる。このことから、今後、アイソン彗星が明るい彗星として見える可能性は低くなったと考えられる（国立天文台|アイソン彗星. 2013年11月29日掲載）。
(滝本清彦)

『日本の科学者』11月読書会の報告

「安倍政権を問う—改憲と歴史認識—」(11/22)

11月22日（金）の午後3時半から約2時間、JSA 京都支部事務所で開催、参加者6名。今月は11月号の7つの特集論文のうち3本を取り上げた。

大藤紀子「歴史と担い手を欠いた憲法」（菅原健二担当） 同論文は、自民党の「日本国憲法改正草案」を、(1)その「歴史」に対する立ち位置と、(2)草案が想定している「国民」という2点から検討し、その反国民性を明らかにしたものである。

(1)について。現行憲法は制定時点における過去の評価や反省に立脚し、「国民主権」に基づく「平和主義」と「基本的人権の保障」を謳っているが、改正草案では、そうした反省の契機を等閑視している。同草案では、基本的人権を構成する諸権利が国民のたゆまぬ努力の帰結として獲得されたという視点はなく、現行憲法第97条は削除されている。改正草案の天皇＝元首論も、現行憲法が、明治憲法への反省として、主権者としての国民との対比において、象徴天皇という位置づけを示したことの意味づけが捨て去られている。

(2) について、改正草案では現行憲法の第 26 条に第 3 項を加え、国の目的に沿った教育環境の整備を行う途が憲法条文に明記される。また、現行憲法第 13 条の「すべての国民は、個人として尊重される」の部分が、「個人」ではなく「人」として尊重されるに改訂されている。「個人」とは集団に対する、思惟し行為する「個」であるが、それが削除され、人＝ヒトを据えることで、集団の優位、主体の軽視が導かれる。個人に対する集団の優位という考え方は、自民党改正草案全般に見られることであり、現行憲法の第 12、13 条のなかの「公共の福祉」は「公益及び公の秩序」に置き換えられ、人権を「内在的に制約」する言葉から、秩序維持のために人権を外在的に制約する意味の用語へと代えられている。

自民党改正草案の内容は、この間に、自民党が行ってきた憲法「解釈」とそれに沿って制定されてきた諸法律の積み重ねに合致するように、憲法を変えるものである。しかも、その改正は、衆議院及び参議院のそれぞれの議員の過半数の賛成で決議され、国民投票にかけるという。これは、国会の多数意思で採決した法律を「憲法化」するものであり、憲法は最上位の規範ではなく、暴走すれば、憲法と法律との位階性が逆転することにすらなる、と。

☆ この論文は、自民党憲法改正草案が国民不在の草案とみる点で学ぶところも多かったが、討論では、現実と憲法との齟齬を問題としえなくなったとき、「憲法は機能していないことを意味する」という点、さらに改正草案では、現行憲法の 9 条の 2 項目に加えて、「9 条の 2」を新設し、国防軍について 5 項目を加えていること、などをめぐって意見を交わした。

古関彰一「自民党改憲案の歴史的文脈」(伊藤武夫担当) 本稿は、日米安保条約を視野に入れて戦後の国際政治の文脈のなかで日本の「改憲」問題を検討したものである。そこでの論点は 4 点。(1)まず憲法改正問題は、自衛隊の創設、自由民主党の結党(1955 年)を起点としているということ。1948 年の冷戦開始とともに米国は日本の再軍備とそのため憲法改正を促すようになるが、日本は朝鮮戦争勃発から 2 か月後の 1950 年 8 月に警察予備隊を創設、翌 51 年 9 月に講和条約とともに日米安保条約が締結され、米軍は日本への駐留権を確保し日本自らも 52 年 7 月に警察予備隊を保安隊に改組した。次いで 1954 年 6 月の自衛隊創設に際しては空軍が編成され、憲法 9 条との関係が問題となる。1955 年保守合同で成立した自民党は、新憲法を GHQ の「押しつけ」憲法であると主張し、「憲法の自主的改正」を謳う。自衛隊と憲法 9 条をめぐる政府答弁では、「自衛隊は自衛のための必要最小限度の実力部隊」だといい、自衛隊を「戦力」に該当することを否定し、「実力」だと強弁した。その後政府は、「必要最小限度」とは、「相手国の防衛力と同等もしくはそれ以上」と解し、最終的にはソ連と同等もしくはそれ以上を意味することとなり、この政府解釈は、今日でも「有効」な解釈となっている。

(2) 自民党の改憲案の軸は、自衛軍の創設、天皇の元首化、人権の制限であった。自民党の「改憲」に対する社会党の「護憲」の対抗のもとで、内閣は憲法調査会を設置するが、1964 年の同調査会の最終報告書は憲法「改正」の多数意見と改正不要の少数意見の両論併記であった。その後、自民党は 1972 年に「憲法改正大綱草案」をまとめるが、憲

法改正には触れず、「自衛力の保持」政策の踏襲を謳う。その後も米国は日本の憲法改正を期待し、自民党はその機会をうかがう20年余が続いた。

(3) 冷戦終結後の重大な変化は、1996年の橋本首相とクリントン大統領との「安保共同宣言」である。同宣言で日米安保を「日米同盟」(US-Japan Alliance)といい、「周辺と日本」の軍事的事態に対処する、新たな「日米ガイドライン」の作成を謳う。また、こうした動きのなかから周辺事態法、武力攻撃事態法などの「有事法制」が制定された。これ以降、2000年代にかけて、政党ばかりでなくマスコミ界も含めて、いくつかの改憲案が発表されるようになる。読売新聞の改憲案「憲法改正試案」(第一次、1994年11月。第二次、2005年5月)、1995年の朝日新聞の「国際協力と憲法」など。この時期には国際協力の強化が話題となった。このことについて筆者は、「憲法」という国内法が国際社会で意味を持つためには、条約などの国際規約の締結を憲法に義務づける必要があるのではないか、国際社会との合意なしに、一方的に国内法をつくるのは賢明とは思えない、と指摘する。2005年、自民党が「新憲法草案」を公表。

(4) 2012年、政権交代後の自民党は再度、改憲案をまとめ、「日本国憲法改正草案」を発表。内容は諸改憲案のなかでもとびぬけて右翼的な内容である。第1に、第2章を「安全保障」とし、9条第1項は、改正していないように見えるが、改憲案は放棄する対象は「戦争」のみで、国際法上の宣戦布告なき「紛争」、国家と集団あるいは集団同士の武力行使等は「放棄」していないという。第2に、2項では国防軍を定め、機密保護法の制度化を定め、加えて事実上の軍法会議(軍事裁判所)に等し

い「国防軍に審判所」を定めている(9条の2)。さらに有事を見据えて国家緊急体制(第9章)を新設した。第3に、自由権に関しても、その中心をなす表現の自由は、現行規定が「一切の表現の自由」を保障しているのに対し、2項を追加し、前項の規定にかかわらず、「公益及び公の秩序を害すること」を禁じた。第4に、天皇の地位の「象徴」に「元首」を加え、さらに天皇の行為に「国事行為」とともに式典へ出席する「公的行為」を定めた。天皇の国防軍の閲兵式等への出席が可能になる。この憲法案には、外国人の人権保障条項はなく、外国人の地方参政権は禁じている(93条)。まさに「自国のことのみ」に専念して、他国を無視している」憲法案である。さらに、防衛大綱の改正、集団的自衛権の解釈変更、国家安全保障法の制定、内閣情報調査室を改組して内閣情報局を設置する等々が目白押しである。すでに今月6日には特定秘密保護法が国会で強行採決された。これこそ、改憲案の先取りそのものである。

☆ 筆者の論点は明解であった。論旨説明後に、自衛隊・「軍隊」の本質と役割、国際協力の必要性、米国基軸の「アジア・太平洋の平和秩序」⇨集団的自衛権の確立の動きなどをめぐって意見交換があった。

中塚 明『『明治の戦争』と日本人の記憶』(富田道男担当) 中塚氏は、日本では、良識ある人びとにも「侵略戦争といえば満州事変以後……」という見方があり、それに対して日清・日露戦争という「防衛戦争」を戦い抜き列強の一員になった明治時代は、まさしく「明治の栄光」時代として記憶する傾向が広くあるのではないかと憂う。しかし、事實は流布し記憶されているものとは全く違う。

日清戦争は清朝の支配からの「朝鮮独立のための戦争」であり、東アジアの平和のための戦いと宣戦の詔勅には述べられていた。だが中塚氏は、日本政府と軍部は朝鮮を「利益線」と捉え、中国やロシアが朝鮮を支配すれば日本の安全が守れないとして、朝鮮半島を占領し、その政府を制圧することを目的に日清戦争がはじめられたこと、しかも未だ宣戦布告のない政府の王宮を占領し、それに反抗する東学農民の第二次発起を徹底的に弾圧したことなどを明らかにする。だが、公刊日清戦史には、こうした事実は書かれていない。そればかりか、さらに重要な点は、その後の日露戦史編纂に際して制定された「編纂綱領」では、正確な事実を記述した草稿を、再検討し機密事項を削除して戦史を修訂し公刊する手順が定められていることである。この編纂

綱領では、加えて史稿審査の際の注意事項として「書いてはならない15カ条」が列挙されていた。以来、戦史の偽造は日本軍の基本方針となり、対外戦争の事実は対外的にも、国民の目からも、隠蔽し続けられてきた、という。

☆ 議論では、大変刺激的で勉強になった。しかし歴史学の文章の作法なのか、問いかけのかたちの記述が多く、もっと主張点を明解に記述してもよいのではないかという意見や、日清・日露戦争は「日本の防衛戦争だった」という司馬遼太郎の主張の部分は引用註で明示してほしかったという意見、同じく「公刊日清戦史」についても註記がほしかったという意見などがあった。

(個人懇：伊藤武夫)

大飯原発運転差止訴訟第2回口頭弁論(12/3)に出廷して

大飯原発運転差止訴訟について

I. 第一次訴訟の第2回口頭弁論

標記口頭弁論は、さる12月3日(火)午後2時より京都地方裁判所で行われた。今回も第1回の時と同様に、原告側からのみの陳述が3人により行われたが、訴状に対する答弁書をすでに出している被告側は、いまのところそれ以上のことを述べる必要がないのであろうか？原告初体験の私には少し解かり難い進行との印象が残った。

最初に原告の宮城泰念(聖護院門跡門主)さんが意見陳述を行った。草木国土悉皆成仏の心で山岳自然を修行道場とする修験者の一人として、大飯原発が作り出す「死の灰」を地層処理と称して地下深くに埋めるという自然破壊は許しがたいこと、また深く埋めたか

ら安心・安全というのは、「今さえよければ良い」という草木国土悉皆成仏の心を踏みにじるもので許しがたいと訴えられた。それゆえ処理のしようのない「死の灰」を作り出す原子力発電所の稼働は絶対に認められないと結ばれた。

二番目の意見陳述は、弁護団から森田基彦さんが第一準備書面(これは“訴状の内容を具体的に実証する弁論のために準備した書面”と言う意味だそうである)に基づく弁論を行った。福島第一原発事故が明らかにした「安全神話」の虚構と日本の原子力安全対策の重大な欠陥の指摘の後、事故後にIAEAが行った「深層防護の改定」基準に大飯発電所(大飯原発の正式名称だそうです)の安全対策が不適合であることを示した。そのおり廷内の

モニターに映し出された第9回国会事故調査委員会における参考人質疑の様子は、衝撃的なものであった(*)。参考人として出席した当時の原子力安全・保安院長の深野弘行氏は、なんと「世界の基準とはどういうものか」という質問に対してしどろもどろで答えられなかったのである。穿った見方をすれば、知っていたとしても院長の立場では答えられなかった、答えれば日本の安全対策が世界の基準を満たしていないことを認めることになるからであろうか。

三番目に同じく弁護団から谷 文彰さんが原告第二準備書面を基に、大飯原発における地震・津波の危険性について陳述した。世界の地震の10~20%が発生している日本に世界の原発の11%が集中している異常なこと、近畿地方でも大地震が過去にあり、若狭湾には多くの断層・活断層があり、今後も大地震が発生する可能性があることから、大飯発電所の運転は差し止められなければならないと主張した。また、津波についても、天正大地震による大津波の記録として、標高100メートルにある若狭の関峠の地藏尊には「これより下に住んではいけない」旨が記されていること、従って津波が高くなる可能性をもつ半島先端部に位置する大飯発電所の対津波対策は不十分であり、運転は差し止めなければならないと主張した。第3回口頭弁論は、2014年2月19日(水)午後2時より。

(*) ビデオは

<http://www.ustream.tv/recorded/21934637>
で見ることができます。是非ご覧ください。

II. 第二次訴訟の提訴

支部ニュース9月号と10月号に第二次訴訟の原告参加の呼び掛け文を掲載して頂きましたが、12月7日(土)に開かれた原告団世話人会での報告によると、11月末に目標の800名を超え、12月3日(火)に原告856名の訴状が京都地方裁判所に提出されました。これで京都の大飯原発差止訴訟の原告は、一次の1107名と合わせて、24都道府県から合計1963名となりました。8次まで募集した九州電力玄海原発差止訴訟(佐賀地裁)の7137名と川内原発差止訴訟(鹿児島地裁)に次いで、京都は第三位の原告数となりました。世話人会では、第三次の原告募集活動を進めることが検討されています。

III. その他

福島から京都に避難している33世帯91人の方が、去る9月17日、国と東京電力に対して損害賠償を求める訴訟を京都地法裁判所に提訴しました。この原告団を支援する「原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会」が結成され、入会の呼びかけが行われています。年会費一口1000円で「複数口の会員歓迎」とあります。心ある方がたの入会を訴えます。入会の手続きは、ブログ <http://shienkyoto.exblog.jp/> を参照してください。

(原告団世話人・支部幹事 富田道男)

関西技術者研究者懇談会12月例会（12/8）報告

「太陽光発電について」

日 時：2013年12月8日（日）
14時～17時

場 所：JSAO事務所

参加者：8名

テーマ：太陽光発電について

報告者：国村勝氏

2011年10月、地球温暖化防止に貢献できればと、京都府八幡市の自宅大屋根に太陽光発電装置を設置した。

太陽電池モジュールは、1枚165W/h発電量のものを21枚、最大計算発電量3.46kWhの能力であるが、実際の発電量は最大で2.5W/h（70%）程度である。

モジュールの発電効率は13%であるが、効率の良いものは高価である。

設置費用は217万円であったが、国より16.6万円（4.8万円×発電量）、八幡市より10万円（一律）の補助が得られ、実質約191万円の出費となった。

家族は3人であるが、発電量3.46kWhでは、4～11月の日照時間が長い季節には、発電量が使用量を上回り売電できるが、冬場は発電量が少なく且つ使用量が増えるため賄いきれず、関西電力から購入している。

売電料金が42円/kWhに対し、買電料金が21円/kWhのため、全体的には少し黒字となる。

モニターで常時発電量を監視できると、1年間のデータが保存されるため、節電意識の向上に役立っている。

発電量と使用量及び各々の料金は自動的に関西電力へ送信されている。

討論

★個人の家庭では、再生可能エネルギー利用の取り組みとして、太陽光発電が一番やりやすい

★耐用年数は30年間となっているが、経年劣化はあるだろう

★需要が増えれば設置補助金や売電料金が減額されるかもしれない

★モンゴルでは機器ごとに蓄電式の太陽光発電を使っている

★降雪地帯では屋根からの落雪が問題になっている

これからの日程

日 時：2014年1月5日（日）

テーマ：ブラック企業と研究者・技術者

報告者：久志本 俊弘 氏

（山口進次）

研究会・読書会などの案内（「JSA 近畿 No. 62. 30」も参照）

第6回社会体制研究会

日時：12月13日（金）15:00～18:00

場所：東山いきいき市民活動センター
講師：荒木武司氏（大阪教育大学名誉教授）
演題：マルクスの社会主義論再考（仮）

『日本の科学者』12月読書会

日時：12月20日（金）15：30～17：30

場所：支部事務所

内容：12月号特集「脱原発と再生可能エネルギー」

村田論文「原発から脱却し、地域経済の再生を」報告（担当：伊藤武夫）

中里見論文「原発に対抗する環境的生存権」報告（担当：宗川吉汪）

岩田論文「再生可能エネルギーの未来」報告（担当：鈴木博之）

『日本の科学者』近畿地区サポーター会議

日時：12月28日（土）13：30～16：30

場所：大阪支部事務所

京都支部恒例新年会

日時：2014年1月5日（日）15：00～

場所：支部事務所

年頭記念討論会：JSAの現在と未来

第7回脱原発研究会

日時：2014年1月13日（月）13：30～16：00

場所：支部事務所

テーマ：「核の平和利用と日本の原発開発」（仮題）

講師：山崎文徳氏

『ベトとドクと日本の絆』出版記念会と平和フォーラム

藤本 文朗，小西 由紀，桂 良太郎 『ベトとドクと日本の絆』（新日本出版，2010.11）の重版と英語版（Dioxin Unforgettable Responsibility--Viet & Duc and World Peace, First News, HCMC, Vietnam 2013）の出版の記念会を開催します。多数ご来場下さい。

日時：2014年1月18日（土）15：00～16：30

場所：大学コンソーシアム京都（キャンパスプラザ）6階 立命館大学第1講習室

司会：阪本健補，小西由紀

報告：林 万葉（加古川市，中学生）「英語版を読んで」

講演：ファム・グエン・クイー（京都民医連中央病院，研修医）

「枯れ葉剤とベトナムの若者---ベトナム人医師として---

挨拶：本吉良吉（日本ベトナム友好協会理事長）

主催：ベトとドクの発達を願う会

後援：JSA 高齢者・障害者の人権保障研究委員会

第5回「自然科学懇談会」

日時：2014年2月15日（土） 午後1時半から3時

場所：京大楽友会館（東山近衛東入る）

講師：吉田賢右さん（京都産業大学・分子生物学）

テーマ：ゲノムから明らかになったヒトの由来

寄稿：[資料紹介] 登谷美穂子・横田綾子

『大学女性教員の退職後の生き方—インタビュー調査報告書』

清水民子

国立大学を退職して間もない、京都在住の二人の女性研究者の「退職後はどう過ごすのか」という問いから手がけられたインタビュー調査の報告が9月に公刊されました。

以下のurlからPDFファイルで読むことができます。

http://www.geocities.jp/joseiken/life_after_retirement.pdf

最年長の方82歳（インタビュー当時）から67歳までの15人の語りが比較的コンパクトにまとめられた記録集です。

各記録のタイトルから内容の一端がうかがわれるので紹介します—「被災者調査に情熱を燃やす」「今度は私の番」「実験家としての人生が終わってこれから」「人生の後かたづけも」「平和と科学リテラシーのために奮闘する」「NPO法人を立ち上げた」「自ら研究所を作って」「人がいなければ歴史は動かない」

「現代美術のコレクターになった」「苦しい時には前へ」「自由気ままな時間を満喫する」「手織物もパソコンを駆使して楽しむ」「定年前に

やめたから出来たこと」「ソフトランディングする」「友達と一緒に楽しむ」—。

「多彩で個性的な退職後のライフスタイルを作り上げている」のが印象的、「現職時の研究を続ける、研究に関連した普及活動や助言、研究者運動を行うなど、専門と何らかの形で繋がるタイプと、それまでの研究分野とは全くちがう分野での活動、趣味や交友関係、市民運動などに重点を置いているタイプに分かれる」と編者はコメントしています。

女性教員の退職後の生活問題として指摘されるのは、「退職後の収入は、公的年金・個人年金・その他を合わせて20～30万円がほとんどで、当時の厳しい就職環境のため、就職年齢が高くその結果として在職年数が短く、昇格が難しかったことなどを反映して、公的年金が驚くほど少ない」（编者「おわりに」）ことです。

编者も記していますが調査協力者は编者らの「お付き合いのあった」人々であり、女性研究者の「分野横断的な結びつき」による

知人たちで、科学者会議や女性研究者運動でがんばってきた人も少なくありません。職歴だけでなく、時代のさまざまな社会的条件に向き合ってきた姿勢が退職後の立ち位置とライフスタイルの土台になっているといえるでしょう。

支部では、この報告書からの話題提供にもとづいて、懇談会を開催することを考えています。報告書をお読みいただき、ご期待下さい。

※※※※※支部幹事会・事務局だより※※※※※

2013年度第7回幹事会（11月22日）および第7回事務局会議（12月6日）の報告

1. 支部現況

一般会員： 245（田中照純会員が11月をもって退会）
特別会費会員： 1
家族割特別会費会員： 3
若手会員： 16
若手特別会費会員： 10 合計：274（11月より1減）
読者：4, 贈呈：1
休会会員：若手 4

2. 会費納入状況

2013年度会費納入率：64.6%（納入者数：159名）
2012年度会費未納者：一般 4名、若手 8名
2011年度会費未納者：若手 4名（2012年度も未納）

3. 会員拡大

若手夏の学校参加者のうち2名が入会予定

4. 東京科学シンポへの若手参加補助

東京支部主催の東京科学シンポ（11月30日～12月1日）に参加する若手会員に15000円の参加補助をだすことにした。

5. 各種イベント企画（行事案内参照）

- ・恒例新年会（2014年1月5日 @支部事務所）
- ・第7回脱原発研究会（2014年1月13日 @支部事務所）
- ・シンポジウム「今時の大学事情」（2014年3月23日 @京都工繊大）

6. 支部ホームページ担当者の変更

支部HPの担当が富田幹事から未満幹事に変更した。
日本科学者会議京都支部をぜひ検索してください。

(宗川吉汪)

シンポジウム「今時の大学事情」(第1次案)

日時：2014年3月23日 13：30～17：00

場所：京都工芸繊維大学60周年記念館1階大ホール

- 座長-----宗川吉汪
- 13：30～13：35 あいさつ-----富田道男
- 13：35～14：00 立命館大学の現状と課題-----市井吉興（立命）
- 14：00～14：25 京都工繊大の教育システム改革-----大倉弘之（工繊大）
- 14：25～14：50 京都大学国際高等教育院について---西牟田祐二（京大）
- 14：50～15：15 若手研究者の現状-----二木杉子（阪大）
- 15：15～15：30 休憩
- 15：30～17：00 シンポジウム「大学はこうあってほしい」
司会-----前田耕治

主催：日本科学者会議京都支部

共催：京都工芸繊維大学教職員組合

JSA の関連する近畿地区の催し

○ヘーゲル研究会

日時：12月7日（土）午後2時より

場所：日本科学者会議大阪支部事務所

内容：G.W.F.ヘーゲル『精神現象学』「B 自己意識」

参考文献：平凡社ライブラリー版『精神現象学（上）』

榎山欽四郎訳（今回は訳本頁では255頁からです）

報告者：牧野広義

村田論文「原発から脱却し、地域経済の再生を」報告

（担当：伊藤武夫）

中里見論文「原発に対抗する環境的生存権」報告（担

当：宗川吉汪）

岩田論文「再生可能エネルギーの未来」報告（担当：

鈴木博之）

○関西技術者研究者懇談会

日時：12月8日（日）14時～17時

場所：JSA大阪支部事務所

テーマ：太陽光発電

担当：国村 勝

○第67回北天満サイエンスカフェ

日時：12月21日（土）14時～16時

「こども面白サイエンスカフェ13」

演示・指導：理科の先生のみなさん

場所：天五中崎通商店街（中崎町，天六）

○京都支部社会体制研究会

日時：12月13日（金）15：00～18：00

場所：東山いきいき活動センター

講師：荒木武司氏（大阪教育大学名誉教授）

演題：マルクスの社会主義論再考（仮）

○第10回動物園前サイエンスカフェ

日時：12月21日（土）14時～16時

「みんなで考えよう 薬の使い方・薬局の使い方」

話題提供：稲垣真弓さん・寺岡敦子さん

場所：動物園前1番街（新今宮，動物園前）

○JJS 近畿地区サポーター会議

日時：12月14日（土）13時30分～16時30分

場所：JSA 大阪支部会議室（天六）

『日本の科学者』12月号，1月号を御持参下さい。

○第2回玉サロサイエンスカフェ

日時：12月22日（日）14時～16時

「モンゴル遊牧民の暮らしに学ぶ」

話題提供：今岡良子（大阪大学）

場所：玉deサロン（玉出中1-9-13）

○京都支部 12月読書会

日時：12月20日（金）15：30～17：30

場所：支部事務所

内容：『日本の科学者』12月号特集「脱原発と再生可能エネルギー」

○兵庫支部市民フォーラム

「フクシマの今後を考えるーチェルノブイリの経験からー」

日時 12月22日（日）14時

会場 神戸市勤労会館（三宮）406講習室

報告 後藤 隆雄 氏（元神戸大学・計測工学）

○ 『ベトとドクと日本の絆』 出版記念会と平和
フォーラム」

藤本 文朗, 小西 由紀, 桂 良太郎 『ベ トとドクと
日本の絆』(新日本出版, 2010.11) の重版と英語版
(Dioxin Unforgettable Responsibility--Viet & Duc
and World Peace, First News, HCMC, Vietnam
2013)の出版の記念会を開催します.

多数ご来場下さい.

日時: 2014年1月18日(土) 15:00~ 16:30

場所: 大学コンソーシアム京都(キャンパスプラザ)

6階 立命館大学第1講習室

「JSA 近畿」は原則として毎週発行. 会員が個人や小グループで企画する催し案内も掲載します. 記事掲載をご
希望の方は, 各支部事務局までお知らせください. 今期の編集は兵庫支部担当です.

司会: 阪本健補, 小西由紀

報告: 林 万葉(加古川市, 中学生)「英語版を読んで」

講演: ファム・グエン・クイー(京都民医連中央病院,
研修医)「枯れ薬剤とベトナムの若者---ベトナム人医
師として---」

挨拶: 本吉良吉(日本ベトナム友好協会理事長)

主催: ベトとドクの発達を願う会

後援: JSA 高齢者・障害者の人権保障研究委員会